

令和5年度募集要項（エムポリアム学童）

1. 入会要件

- (児童) ・小学校1年生～6年生で集団生活ができること。
 ・エムポリアムこども園の卒園児。もしくは、エムポリアムこども園在園児の兄・姉(途中入園児の兄・姉も含む)。
 ・橋小学校に通学していること。
 (橋小以外からの利用の場合、保護者の方(祖父母、ファミリーサポートを含む)による送迎が必要になります。)
 ・他の学童施設に登録していない児童。(臨時を含む)
 (保護者等)

要件		入会承認期間
就労	週3日以上就労し、概ね15時以降まで勤務していること。	就労期間
疾病・障がい	保護者が疾病、障がい等により児童の監護ができないこと	児童の監護ができない期間
看護・介護	同居の親族を常時看護・介護していること	児童の監護ができない期間
就学	就学や職業訓練等のため、児童の監護ができないこと	就学、訓練等期間
出産	母親が出産前後で、児童の監護ができないこと	出産予定日の6週間前～出産後8週間まで

- ※保護者等とは児童と同居している父母、65歳未満の祖父母です(令和3年4月～令和4年3月に65歳になる方を除く)。世帯分離をしても同じ家屋に居住している場合は「同居」になります。
 ※育児休暇中や就職内定など、(入会予定日までに)就労することが決まっている場合は入会申し込みができます。
 ※(週1～3日、長期休業期間中のみ等)特定の曜日・期間のみの一時的利用の場合、臨時扱いの利用となります(※利用料金は「臨時料金」となります)。
 ※入会后、保護者等の入会要件がなくなった場合(退職した、出産後8週間を経過したなど)は月末で退会となります。

2. 利用者負担金

正規(月極)	8,000円/月(月曜日～金曜日【長期休暇中も含む】)(18:30まで)		
平日延長	18:30～18:45	200円	
	18:45～19:00	300円	
土曜	土曜	13:30まで900円 ※以後延長料と同じ。ただし18:30以降の延長はありません。	
	長期休暇臨時	13:30まで700円 ※以後延長料と同じ	
臨時	平日臨時	18:30まで900円 ※以後延長料と同じ	
	平日特別臨時(入学式・卒業式・橋小の振り替え【橋ファスティバル・運動会・土曜参観】の場合)	13:30まで700円 ※以後延長料と同じ	
延長料金	13:30～15:30	15:30～18:30	18:30～18:45 18:45～19:00
	200円	300円	18:45～19:00 200円 300円

【登録手数料 2,000円(初回登録時・再登録時・更新時(1年更新))】

3. 開設時間・開設しない日

開設時間		開設しない日
授業のある日	下校時から18時30分まで ※18:30～19:00は延長料金	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜・祝日 ・8月13日～8月16日 ・12月29日～翌年1月3日 ・下記の園行事のある土曜日 (入園式・保育参観・親子遠足・夏祭り・運動会・クリスマス発表会・卒園式) ・インフルエンザ、台風等による橘小学校休校日
土曜日	7時30分から18時30分まで ※延長はありません	
春・夏・冬休み	7時30分から18時30分まで ※18:30～19:00は延長料金	

- ※必ず開設時間内に保護者等、同居家族(18歳以上)もしくは代理人が児童をお迎えに来てください。
- ※代理人が児童をお迎えにくる場合は、事前に代理人引受申請書を提出してください。
- ※行事などの振替日利用については、学童職員配置の関係から「橘小学校以外の臨時振替日」には対応することができません。また橘小学校以外の、平日の早い下校等にも対応することもできないため、大変申し訳ありませんが、橘小学校学区外のお子様の平日の利用時間は、15:00～18:30(18:30～19:00は延長料金)とさせていただきます。
- ※19:00以降(土曜日は18:30以降)のお迎えが3回以上行われた場合、学童の利用を制限させていただきます可能性ありますのでご注意ください。

4. 入会申込みについて

- 1 申込書類(1)～(4)と(5)の一部は所定の様式があります。
- (1)エムポリウム学童入会申込書 ※学区外通学の場合は、許可証の写しを添付
- (2)児童健康状態等調査票 ※身体障害者手帳、療育手帳を持っている場合は、写しを添付
- (3)同意書
- (4)緊急連絡先一覧
- (5)児童の監護ができないことを証明する書類(下表で該当する書類)

保護者の状況	必要な書類
就労(産休、自営含む)	勤務証明書(所定の様式) (郡山市職員は「勤務申告書」)
就労(農業)	農業従事者申告書(所定の様式)
病気・障がい	医師の診断書、障害者手帳など健康状態を確認できる書類の写し
看護・介護	看護・介護を受ける人の介護保険被保険者証、医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し
就学	在学証明書及び授業のカリキュラムの写し(就学期間・時間が確認できる書類)
出産	母子手帳の写し(保護者氏名・出産予定日が分かるページ)

- ※児童と同居している父母、65歳未満(令和3年4月～令和4年3月に65歳になる方を除く。)の祖父母のものが必要です。世帯分離をしても同じ家屋に居住している場合は「同居」になります。
- ※勤務証明書は必ず勤務先が証明したものを提出してください。
- ※勤務証明書の代わりに内定通知・雇用契約書等(勤務日、勤務時間等が確認できるもの)の写しでも申込みができますが、就労開始後に改めて勤務証明書を提出してください。
- ※「転職」「転居」「児童の監護ができない理由の変更」「緊急連絡先の変更」など申込書類の内容に異動があった場合は、変更届をご提出ください。
- ※「正規⇄臨時の変更」を希望されるときは、変更届を、希望される前月までにご提出ください。翌月より利用料金を変更させていただきます。

5. 定員と入会の可否について

正規(月極)定員 60名

- ※定員は月極に対する定員であり、臨時利用がある場合、35名を超えることがあります。
- ※新年度申し込み者が多い場合、正規定員を若干超えて受付を行うことがあります。
- ※正規定員を大幅に上回る場合は正規利用の選考を行わせていただくことがあります。選考基準は以下の順位の通りです ①卒園児を優先する ②橘小学校学区を優先する ③低学年児を優先する ④(就労等の事情が)必要度の高いご家庭を優先する

★よくあるお問合せ★

- 65歳の祖母と同居しています。働いていますが、勤務証明書が必要ですか。
→勤務証明書は不要です。ただし、申込書の保護者・同居家族状況欄に勤務先を記入してください。
- 4月1日までに転居する予定です。
→申込書には現住所を記入し、余白に新住所と転居予定日を記入してください。

* 申し込み期日について

令和4年12月1日(木)から令和5年1月13日(金)の受付となりますので、申し

込み書類一式

をそろえて、エムポリウムこども園にご提出くださいますようお願い致します。